

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

ページ

号外 (三) 令和三年四月一日

## 規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百八十五号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「省令第三十六条の四十一第一項」を「省令第三十六条の四十一第一項から第三項まで」に、「養育里親・養子縁組里親・親族里親登録申請書」を「里親登録申請書」に改め、「同条第二項の規定による申請は専門里親登録申請書(別記第二十九号様式の二)により」を削り、同条第二項中「養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親調査票(別記第二十九号様式の二の二)」を「里親調査票兼里親名簿(別記第二十九号様式の二)」に改める。

第十七条の二中「省令第三十六条の四十二第二項」を「省令第三十六条の四十二第一項及び第二項」に改める。

第十七条の四中「別記第三十二号様式」を「別記第二十九号様式の二」に改める。  
別表第二中「12,000円以下」を「1万円から12,000円未満」に改める。

別記第二号様式の二中「印」を「」に、「あつては」を「あつては」に改める。  
別記第二号様式の四中「申請書氏名 印」を「申請書氏名 印」に改め、「(自署又は記号印)」を削り、



別記第十五号様式の十三中「由」を削り、「こた」を「こた」に改め、同様式備考第二号中「むかる」を「ひかる」に改める。

別記第十五号様式の十四中「由」を削り、同様式備考第一号中「おこつて」を「おこつて」に改める。

別記第十五号様式の十五中「由」を削る。

別記第十五号様式の十六(備考を除く。)中「由」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、同様式備考第四号中「海漁女」を「海漁女」に改め、同号を同様式備考第三号とし、同様式備考中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第十五号様式の十七(備考を除く。)中「由」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別記第二十号様式及び別記第二十三号様式中「<sup>①</sup>」を削る。

別記第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式 (第13条関係)

入 所 措 置 決 定 通 知 書 委 託				
様			第 年 月 日 号 日	
子ども相談センター所長 <span style="float: right;">印</span>				
下記児童について、児童福祉法第 条第 項第 号の規定により、 入所委託の措置を決定したから、通知します。				
児 童	ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日		学校学年	
保 護 者	住 所			
	氏 名		続 柄	
措 置	入所 委託 年月日	年 月 日	児童福祉施設名等	
	理 由			
備 考	(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。			

第27号様式 (第16条関係)

別記第二十七号様式を次のように改める。

一時保護決定通知書			
様		第 年 月 日 号	
子ども相談センター所長		印	
あなたが保護者となっている下記の 児童福祉法第33条第 項の規定により、一時保護を決定しましたので通知します。			
児童氏名		男・女	年 月 日生 歳
住 所			
一 時 保 護	場 所	名 称	
		所在地	
	年 月 日	年 月 日	
	一時保護を開始する理由となつた具体的事実の内容		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考	<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。</p> <p>4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第33条の2)。</p>		

第27号様式の3 (第16条関係)

別記第二十七号様式の三を次のように改める。

一時保護決定通知書			
様		第 年 月 日 号	
		子ども相談センター所長 <span style="float: right;">印</span>	
<p>あなたが保護者となっている下記の 児童福祉法第33条第 項の規定により、一時保護を決定しましたので通知します。</p>			
児童氏名		男・女	年 月 日 生 歳
住 所			
一 時 保 護	場 所	名 称	
		所在地	
	年 月 日	年 月 日	
	一時保護を開始する理由となつた具体的事実の内容		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考	<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。</p> <p>4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第33条の2)。</p>		

第29号様式 (第17条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

里親登録申請書

1 申請者

里親の種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
住 所	〒			
(ふりがな)	( )	性別	( )	性別
氏 名				
生年月日	年 月 日		年 月 日	
電話番号				
電子メールアドレス				
職 業				
健康状態				
個人番号				
従前における里親登録歴	<input type="checkbox"/> 有(登録自治体名: ) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有(登録自治体名: ) <input type="checkbox"/> 無	
専門里親の要件	専門里親希望者のみ以下のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 養育里親として3年以上の委託児童の養育経験 <input type="checkbox"/> 3年以上児童福祉事業に従事した者 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
短期(1年以内)の受託希望	<input type="checkbox"/> 希望する・ <input type="checkbox"/> 希望しない			
里親になることを希望する理由				
里親研修修了(見込み)年月日は別添のとおり(親族里親を除く。)				

2 同居家族

氏 名	生年月日	性別	続柄	健康状態	個人番号	職 業	備考

別記第二十九号様式及び別記第二十九号様式の二を次のように改める。

第29号様式の2 (第17条、第17条の4関係)

(表)

## 里親調査票兼里親名簿

登録番号	登録年月日	年 月 日	※子ども家庭課で記入
------	-------	-------	------------

里親の種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
住 所	〒			
(ふりがな) 氏 名	( )	性別	( )	性別
生年月日(年齢)	年 月 日 ( 歳)		年 月 日 ( 歳)	
研修修了年月日	年 月 日修了		年 月 日修了	
電 話 番 号				
電 子 メ ー ル				
職 業				
履 歴 (学歴等)				
健 康 状 態				
個 人 番 号				
短期(1年以内) の受託希望	<input type="checkbox"/> 希望する・ <input type="checkbox"/> 希望しない			
里親になることを 希望する理由				
養育に対する理解 の程度、熱意等				
養 育 の 方 針				
そ の 他 参 考 事 項				

(裏)

◇親族状況

氏名	生年月日	性別	続柄	健康状態	個人番号 (同居家族のみ)	職業	同居・別居	養育に対する理解	備考

(家族関係図)

◇調査結果

住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地 <math>m^2</math></li> <li>建物 <math>m^2</math> (室数 又は畳数 )</li> <li>一戸建て (平屋建・二階建・その他)、アパート、マンション ( 階建)、その他</li> <li>所有別 (自家、借家、賃貸)</li> </ul>			
地域的社会的状況				
家計及び資産	過去1カ年の収支等	収 入		支 出
		里父	円	
里母	円			
その他	円			
資産等の状況	(田畑・山林、宅地等の不動産のほか動産等資産が確認できる場合は、面積、評価額等を記入のこと。)			
經由子ども相談センター		子ども相談センター		
申請日	年 月 日	調査者	印	
調査日	年 月 日		印	
子ども相談センター所長の意見		印		

別記第二十九号様式の二の二を削る。

別記第三十号様式から別記第三十一号様式までを次のように改める。

第30号様式から第32号様式まで 削除

別記第三十四号様式の二及び別記第三十四号様式の三中「㊦」を削る。

別記第三十五号様式の三中「(男・女)」を削り、同様式備考第三号中「および」を

「及び」に改め、同様式備考第四号中「あたり」を「当たり」に改める。

別記第三十五号様式の四から別記第三十五号様式の六の三までの規定中「(男・女)」

を削る。

別記第三十五号様式の七から別記第三十五号様式の十五まで及び別記第三十八号様式

中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社